

専 第 8 号

専 決 処 分 書

令和7年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年6月30日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

法人市民税の還付のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別 紙)

令 和 7 年 度

水俣市一般会計補正予算書

令和 7 年度 水俣市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度水俣市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2, 5 1 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5, 9 9 7, 4 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
19 繰越金		1	12,510	12,511
	1 繰越金	1	12,510	12,511
補正されなかった款に係る額		15,984,947		15,984,947
歳 入 合 計		15,984,948	12,510	15,997,458

歳 出		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		2,335,612	12,510	2,348,122
	2 徴税費	190,258	12,510	202,768
補正されなかった款に係る額		13,649,336		13,649,336
歳 出 合 計		15,984,948	12,510	15,997,458

令和 7 年 度

水俣市一般会計補正予算説明書

令和 7 年度 水俣市一般会計歳入歳出補正予算（第 3 号）事項別明細書

1 総 括

（歳 入）

（単位：千円）

款	既 定 額	補 正 額	計
19 繰越金	1	12,510	12,511
補正されなかった款に係る額	15,984,947		15,984,947
歳 入 合 計	15,984,948	12,510	15,997,458

（歳 出）

（単位：千円）

款	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	2,335,612	12,510	2,348,122				12,510
補正されなかった款に係る額	13,649,336		13,649,336				
歳 出 合 計	15,984,948	12,510	15,997,458				12,510

2 歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	12, 510	12, 511	1 前年度繰越金	12, 510	前年度繰越金 12, 510
計	1	12, 510	12, 511			

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位：千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 税務総務費	146, 106	12, 510	158, 616				12, 510	22 償還金、 利子及び 割引料	12, 510	還付金及び還付加算金 12, 510
計	190, 258	12, 510	202, 768				12, 510			